

「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の概要

1 目的

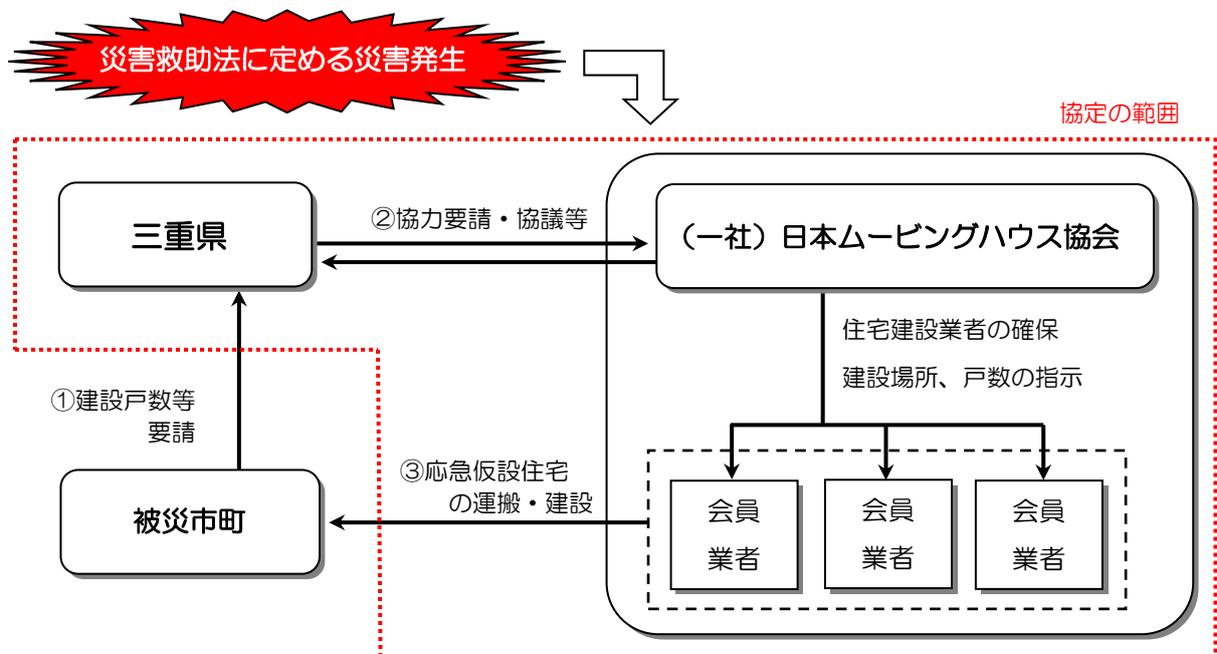
災害時における応急仮設住宅^(※参考)に関して、三重県が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「協会」という）に協力を求めるにあたって必要な事項を定め、災害時の円滑な対応に備えることを目的とする。

2 協定の内容

災害時に、協会は、県からの要請に基づき、以下の協力を行う。

- (1) 会員である住宅建設業者のあっせんその他可能な限り県に協力する。
- (2) 住宅建設業者は、県の要請に基づき住宅建設を行う。

3 応急仮設住宅建設と協定の全体像



4 ムービングハウス（移動式木造住宅）の特徴

- ・トレーラーでの移動が可能な建物として開発された木造住宅で、工場や展示場から出荷。
- ・工場で100%生産。ユニット連結や外部配管等は現地で工事。早期の完成が可能。

(※参考) 応急仮設住宅の建設とは

災害救助法第2条第1項に規定する「救助」のひとつであり、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るもの。

日本ムービングハウス協会 概要

一般社団法人 日本ムービングハウス協会とは？

移動式木造住宅を利用し、被災地に迅速に設置できる「移動型」の応急仮設住宅「ムービングハウス」の普及促進と、災害時に被災地への大量供給に備えるべく「防災・家バンク」を活用することで「ムービングハウス」の社会的備蓄の整備を官民連携しながら推進する団体です。

名称 一般社団法人日本ムービングハウス協会

設立年月日 2016年（平成28年）3月15日

本部所在地 〒004-0813
北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2-15

電話番号 011-885-6000

代表理事 佐々木 信博



移動式木造建築「ムービングハウス」とは

断熱性・気密性・遮音性・耐震性・耐久性。

すべての性能を詰め込んだ高品質な躯体も内装もすべて木造の建築物。

ユニットの組み合わせにより、小さな建物から大規模な施設まで対応することができます。

また、そのひとつひとつを工場内にて製造しているため、天候等に左右されることなく「最速2週間」というスピード納品を実現させています。

